

会 議 録

会 議 名	令和 8 年度第 1 回東松山市成年後見推進協議会					
開 催 日 時	令和 8 年 6 月 3 0 日（火） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 4 5 分					
開 催 場 所	東松山市市民福祉センター 2 階会議室 A					
会 議 次 第	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 主催者挨拶 4. 委員紹介 5. 委員長・副委員長選出 6. 委員長・副委員長挨拶 7. 議事 〔報告〕 ① 成年後見推進協議会の役割・機能について ② 成年後見センターの取組について 〔議題〕 ① 権利擁護支援、成年後見制度に関する各機関の取組および課題について 8. その他（第 2 回東松山市成年後見推進協議会の日程について）					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		0 人	
非 公 開 の 理 由	—					
参 加 者 出 欠 状 況	委員 13 名中 12 名出席					
委 員 出 席 状 況	委員長	山下 三佐子	出席	委員	濱松 敦子	欠席
	副委員長	安間 江身子	出席	委員	長島 文雄	出席
	委員	高谷 昇	出席	委員	大木 英生	出席
	委員	金杉 明	出席	委員	林 茂史	出席
	委員	竹間 智世	出席	委員	南澤 甫	出席
	委員	大曾根 優樹	出席	委員	武井さとみ	出席
	委員	比留間 徹	出席			

事 務 局	健康福祉部 部長	柳沢 知孝	社会福祉協議会 事務局次長	澤井 太二郎
	健康福祉部 次長	加藤 充	社会福祉協議会 係長	神田 満紀子
	社会福祉課 課長	山口 剛史	東松山市成年 後見センター	内藤 高子
	社会福祉課 副課長	小山 亜耶	東松山市成年 後見センター	田辺 千乃
	社会福祉協議会 事務局長	奥村 一彦	東松山市成年 後見センター	亀山 知也
1. 開会	— 事務局開会宣言 —			
2. 委嘱状交付	— 社会福祉協議会 上原会長より、山下委員へ委嘱状の交付 —			
3. 主催者挨拶	— 社会福祉協議会 上原会長挨拶 —			
4. 委員紹介	— 委員より自己紹介（所属、氏名） — — 司会より、事務局職員紹介 —			
5. 選出	— 委員長に山下委員、副委員長に安間委員が選任される —			
6. 挨拶	— 山下委員長、安間副委員長挨拶 —			
7. 議事	— 議長に安間委員が選任される —			
安間副委員長	皆様のご協力をいただきまして、進行を務めたいと思います。よろしくお願 いいたします。 — 傍聴人の確認があり、いないことが事務局より報告される — — 議事録署名人として高谷委員、金杉委員が指名される —			
安間副委員長	本日の内容ですが、一つ目は報告事項、2つ目が議題で、議題の方は相当時 間がかかる見込みですので、報告事項は短時間で進めたいと思います。 「報告（１）成年後見推進協議会の役割・機能について」事務局より説明お 願いします。			
成年後見センター	— 資料①に基づき、「東松山市成年後見推進協議会の役割・機能について」			

内藤	説明を行う ―
安間副委員長	只今の説明について、質問はありますか？ ― 質問なし ―
安間副委員長	特にないようですので、続いて「報告（２）成年後見センターの取組について」事務局より説明をお願いします。
成年後見センター 田辺	―資料②に基づき「東松山市成年後見センターの取組について」説明を行う―
安間副委員長	只今の説明について、質問はありますか？ 報告事項の６ページ、市民後見人の育成について質問です。令和８年度の日常生活自立支援事業の目標として「６件」とありますが、すでに年度の半分以上が過ぎています。現時点で、具体的にどこまで進んでいるのか進捗状況を教えてください。
成年後見センター 内藤	講座の受講者のうち６名が活動を希望され、今月から、日常生活自立支援事業の支援員として活動を開始しています。具体的には、支援員１名につきご利用者１名という担当制をとり、社協の職員が同行して一緒に訪問を行う形から、実際の活動をスタートしています。
安間副委員長	それでは、今回の議題「成年後見制度に関する各機関の取り組みおよび課題について」に入ります。まず、この議題を提出した趣旨について、成年後見センターから簡単に説明をお願いします。
成年後見センター 内藤	今回、各機関の成年後見制度に関する取り組みや、直面している課題についてアンケートを実施いたしました。協議会には、多くの専門職や機関が参加されておりますので、その内容を共有し、各機関が抱える課題について検討し、今後の取組につなげられればと思います。
安間副委員長	ここにいるメンバーは全員、権利擁護支援や成年後見に関わっていますが、実際に後見人を務めている実務者の立場（弁護士、司法書士、社会福祉士）と、制度の利用へつなぐを支援する立場の方々に分かれており、ものの見方や立ち位置に違いがあります。だからこそ、立場の違いを超えてお互いの理解を深める場にしたいと考えています。本日の進め方ですが、大前提として、今回は「現場で直面している課題」という最初の趣旨に則った形でアンケートをもとに議論を進めますので、ご了解ください。

成年後見センター 内藤	また、アンケートの中で「相談先」についての記述がありましたが、東松山市で権利擁護支援が必要になった際の相談先は、成年後見センターだけではありませんよね。センター側もそういう認識でよろしいでしょうか。
安間副委員長	その通りです。 成年後見に関する相談窓口はありますが、何でも後見センターに繋げなければいけない、ということではありません。例えば、申立書類の作成であれば弁護士や司法書士に相談できますし、地域包括支援センターや障害福祉の相談部門、医療に関する相談など、幅広い窓口があります。後見センターにできること・できないこと、我々専門職にできること・できないことがそれぞれありますので、視野を狭めずに考えていくべきだとアンケートを見て感じました。 それでは、このアンケートをもとに、皆様との話し合いを進めたいと思います。今回のアンケートは内容が非常に多岐にわたるため、大きく3つのポイントに絞って進めたいと思います。 ・1つ目：既に「成年後見人がついているケース」についての意見交換。 ・2つ目：「成年後見人はつけられるが、実際に選任されるまでに時間がかかるケース」。その間の支援をどうすべきかという課題です。 ・3つ目：診断書が出ない「成年後見制度が使えないケース」。ここが一番多いと思いますが、制度外の権利擁護支援としてどう取り組むべきか、皆様の意見をお聞きしたいです。 以上の3点に分け、法律的なところは山下先生にご助言をいただきながらお話を進めたいと思います。 それではまず、1つ目のテーマである「成年後見人が就いた後の話」に入ります。アンケートを拝見して、実際に職務を行っている「後見人側」の見える世界と、その利用者を支えている「支援者側」の見える世界には、大きなギャップがあると感じました。山下先生がアンケートで後見人の仕事について非常に分かりやすく書いてくださり、大変ありがたく拝見いたしました。 金銭管理や扶養の問題、あるいは本人の緊急時の対応など、現場では本当に大変な問題があるかと思います。山下先生から、アンケートに記載いただいた内容の補足や、実際の現場でのご苦労、また支援者側に期待することなどがあれば、お話をお聞かせいただけますでしょうか。 山下委員長 後見人の指針として、本人の意思推定や共有が家族等とできない場合は、関係者と十分に話し合っ「本人にとっての最善の利益」を追求することが基本

	であり、複数回の協議を重ねて方針を決めます。現場の課題として、遺産分割協議のためだけに成年後見人の選任を求められるケースがあります。しかし、そのためだけに後見人を付けるのは費用面でも負担が大きく、身上保護については親族が担うのが一番良いため、その場合は極力速やかに協議を終わらせる対応をしています。この点は法改正の趣旨にも盛り込まれています。また、単独生活が困難で経済的に困窮しているケースでは、社会福祉協議会と相談しながら進めています。ただ、遺産分割の場面等で、私が後見人として付いていても、他に判断能力のない親族がいて話が進まないことがあります。身寄りがなく申立人がいない場合、市による「市長申立」を活用していただけると非常にありがたいと感じています。
安間副委員長	林さんのご回答の中で、個々の後見人によって違いがあるというのは当然のことですけれども、「対応に苦慮するような状況がある」といった内容のご説明がございました。ちょっとそのあたりの詳しい状況について、ご説明いただけますでしょうか。
林委員	福祉側はサービスや支援が中心であるため、後見人と一緒に進めることが前提ですが、役割や考え方の「違いの共有」が難しいケースがあります。以前、関わったケースでは、後見人が周囲の支援者に相談なく独自に福祉サービスを決めてしまい、事後報告になることがありました。本人の意思決定支援の枠組みをどう作るのが課題だと感じています。事前に後見人と支援者の間で、進め方の決め事ができれば良いと考えています。
安間副委員長	最終的にはその後見人が決めた通りになってしまったのですか？また、その内容は支援者から見て適切なものでしたか？
林委員	はい、事後報告の形で決定されました。他にも様々な選択肢があったと思いますが、それを考慮する「プロセス」が十分にありませんでした。そのサービスが適切であったかどうかも含め、判断能力が十分でない利用者の意思決定を支えるためには、多職種・関係する支援者の意見を踏まえながら、より丁寧で十分な支援を行うことが必要であると感じました。
安間副委員長	支援者から見ると、十分な意見交換がないまま決められてしまったということですね。こうした状況の場合、後見センターとして何か対応できることはありますか？
成年後見センター 内藤	ご本人の意思が一番大切ですので、ご本人を交えて、関係者全員でしっかりと話し合う場を設けることがとても重要だと考えております。センターとして

	は、関係機関の間を繋ぐコーディネート役を担う必要があると考えております。現状、そこまで十分に対応できているとは言えませんが、今後はそうしたケースの会議にも一緒に加わり、本人の意向や、多様な選択肢からどれをどのタイミングで選ぶべきかを、関係者と一緒に検討していくことが適切だと考えています。
安間副委員長	同様の懸念を持つ支援者は多いと思いますが、日頃から本人に接している支援者のほうが、より本人のことを理解しているはずです。後見センターがケース会議に入って解決できれば良いですが、関係性がこじれたまま進んでしまうと、本人が置き去りになってしまいます。「もっと支援者と連携してほしい」という現場の求めに応じない後見人に対して、どうアプローチしていくかが課題です。 専門職の後見人であっても、我々司法書士であれば「リーガルサポート」など、それぞれの所属団体に伝えていただいて全く結構だと思います。そのような手続きをとってみてください。それでは、ほかにこの件、林さんの事例報告について何かご意見のある方はおられますか。
南澤委員	以前関わったケースで、後見人の方と話し合いの場を持ちましたが上手くいかず、連携や調整に非常に苦慮した経緯がございます。 当時は成年後見センターに間に入ってもらおうという発想がなかったのですが、今後もしこのように後見人との話し合いや連携が上手くいかない事態が起きた際には、センターに仲介やコーディネートに入っていただけたらと考えてよろしいでしょうか。
成年後見センター 内藤	お声かけ頂けたらと思います。
安間副委員長	成年後見人が就いた後の件に関連して、すでに報道等でご承知の方も多いと思いますが、先般、民法および社会福祉法の改正案が国会で成立いたしました。約 2 年後の施行を予定しております。まず、このうち民法改正の概要について、弁護士の山下先生からお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
山下委員長	今回の民法改正のポイントについてお話しします。従来の成年後見制度は、一度利用を始めると本人の判断能力が回復しない限り、原則として亡くなるまで終了できない「終身制」でした。そのため、どうしても後見人を付けざるを得ない場面があっても、その後の長期間にわたる負担を懸念し、支援者側も十分に制度利用に踏み切れないという課題がありました。そうした中、6 月 17 日

	に改正法が参議院本会議で可決・成立いたしました。今回の見直しでは、実際の事務作業について支援者や本人の納得が得られるよう、制度の利用を途中で終了できるようにするほか、遺産分割など特定の行為に限定した利用も可能になります。実際の施行時期については、約 2 年後を目途に進められる予定です。
安間副委員長	それでは、同時に改正される社会福祉法について、事務局より説明をお願いします。
成年後見センター 内藤	社会福祉法の改正につきまして、現在私ども社会福祉協議会が担っております「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）」も大きく変わることになります。 具体的には、対象者と支援の範囲が拡大されるという内容でございます。まず対象者についてですが、現在は認知症や障害によって判断能力が低下した方を対象としておりますが、今回の改正によりまして、判断能力がしっかりしていても頼れる身寄りがない方、こういった方も対象として拡大される方針です。 また、支援範囲の拡大という点につきましては、現在は金銭管理や書類の確認・手続き支援といったサービスが中心でございますが、ここに「入院や入所の手続き支援」、そして「死後の事務の支援」という部分が新たに入ってくるようになっております。 今後は民間企業の参入も可能になるということでございますが、民間がどこまで参入してくるのかなど、具体的な部分については、まだ私どものほうにも詳細な情報が入ってきていない状況でございます。いずれにいたしましても、お金がなくて身寄りがない方、成年後見制度が必要な目的を終えて終了になった場合などの「次の受け皿」として、この福祉サービス利用援助事業はかなりの需要があるのではないかと考えております。 しかし、現在の社協の体制ではとてもすべてを受けられる状況ではございませんので、そのあたりを含め、今後の国等の情報をしっかりと取りながら、こちらでも検討を進めていくべき部分だと考えております。
安間副委員長	今後の協議会を通じて、さらに情報共有を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、1 つ目の「成年後見人が就いた後のケース」についての議論はこれで終了します。 次に、2 つ目のテーマ「成年後見人は付けられるが、実際に選任されるまでに時間がかかるケース」について話したいと思います。ここ 1～2 年、裁判所（家庭裁判所）の手続きに非常に時間がかかっている印象があります。こ

	これは、後見人の報告書類等のチェックなどで書記官も大変なのだろうと推察しますが、選任までに相当な期間を要しています。先ほどの法改正によって、今後は法定後見が減る方向になればまた変わるかもしれませんが、裁判所側の運用の話ですのでここで議論しても仕方ありません。ここで皆様と考えたいのは、実際に「後見人が就くまでの待機期間」において、なぜ時間がかかってしまうのか、そして、その間の支援をどのように繋いでいけばよいのかという点です。皆様のご意見をお聞かせください。
安間副委員長	市長申立について伺います。親族等の申立人がいる場合は、本人や親族が直接、または弁護士や司法書士等の専門職に依頼して速やかに手続きを進められます。しかし、申立人がいないケースでは市長申立を行わざるを得ません。市長申立てについて、武井さんのアンケートにある「現在どのようなケースがあり、どういった場合に手続きが進みにくく難しいのか」実情を教えてくださいませんか。個人的な印象ですが、東松山市以外の他の自治体とも関わりがある中で、当市の市長申立の手続きには時間がかかっている印象を受けております。実情として、高齢者分野と障害者分野のそれぞれにおいて、どのような状況で、どのような問題点を抱えて取り組んでいらっしゃるのでしょうか。
竹間委員	ここ数年、市長申立ての件数が増加しており、個別の事情から、後見人候補者を探しに苦慮するケースもあります。他の業務との兼務で時間がかかる状況もあります。ただ、戸籍法の改正により、現在は親族等の調査期間を少し短縮できるようになりましたので、今後は手続きをより速やかに進めていきたいと考えております。
大曽根委員	障害者福祉課では、令和6年度2件、令和7年度1件対応いたしました。職員異動もあり、ノウハウがなく時間がかかっている状況があります。現在は3件の準備を進めていますが、複数人で対応ができる体制とし、速やかに進められるよう対応したいと考えております。
安間副委員長	ありがとうございました。日々の通常業務もある中で、後見の市長申立というのはイレギュラーな業務であり、非常に大変な部分があるかと思います。他にいかがですか？
山下委員長	私も少し市長申立てに時間がかかっているかなという印象があります。親族調査などに時間がかかるのだと思いますが、全ての親族調査をしなければ裁判所が受理しないかということそうでもないと思います。また、本人の財産・収入関係の調査も難しいと思いますが、市役所の中で課税課などと横の連携が取れていると情報が取りやすくなる部分もあると思いますがいかがですか？

竹間委員	課税課等に確認は取っているのですが、難しい場合もあり、その場合はそれ以上は情報は取れない状況でございます。
安間副委員長	市が事前に候補者を探す際は、具体的にどのようなルートで探されているのでしょうか。
竹間委員	社会福祉課から提供をうけた名簿を参照し、順番にお声かけしております。
安間副委員長	現状は、市が個別に依頼をかけて探している状態なのですね。この点について、後見センター側はいかがですか。
成年後見センター 内藤	市長申立のうち、当センターが以前から関わっているケースについては、後見人候補者の調整を行った実績もあります。しかし、センターが関わっていない市長申立案件については、現状まだ市との間で十分な連携が取れておりません。候補者の選定については、専門職の名簿を中心に探してはいますが、市長申立以外の案件も含めて名簿登録者の数が少なく、すでに受任件数がいっぱいの方も多いため、引き受けてくださる方との繋がりが不足しているのが実情です。
安間副委員長	将来的に「受任者調整会議」を立ち上げる検討を進めていますが、その調整会議と市長申立との連携については、今後どのような検討をされる予定でしょうか。
成年後見センター 内藤	将来的に、市と共同した「受任者調整会議」をぜひ開催させていただきたいと考えております。市長申立の検討前の段階から後見センターが関わらせていただき、こういった候補者が本人にとって適切なのかという点について、市と一緒に協議しながら進めていきたいと思っております。
安間副委員長	既存の名簿の範囲だけでどうにかしようとするのではなく、もっと柔軟に「人と人とのつながり」を活かして候補者を探すといいですね。後見センターや職能団体の人脈も巻き込み、紹介し合えるような仕組みができれば良いと考えています。社会福祉課のほうではいかがでしょうか。
社会福祉課 山口課長	以前の懇談会でも課題として挙がっていましたが、市長申立の調整における成年後見センターとの連携については、当課としてもぜひ進めていきたいと考えております。いただいたご意見をしっかりと踏まえ、今後の実務に活かしてまいります。

安間副委員長	大木さんのアンケートを拝見し、様々な問題点をご提示いただいていると感じました。特にアンケートの冒頭で、「後見人が決定するまでの待機期間中に、入院手続きなど色々と悩むことがあった」という趣旨の記載がございました。この部分について、ご自身の実際の体験を踏まえて詳しくご説明いただけますでしょうか。
大木委員	ひとり暮らしの高齢者などで、自宅に届くべき郵便物が届かない等の問題から、成年後見制度の利用が決まるケースがあります。しかし、正式に後見人が決定するまでに長い時間がかかるため、その「就くまでの待機期間」において、本来の業務外であってもケアマネジャーが動かざるを得ない状況が多々あります。これがシャドーワークとしてケアマネジャーの過度な負担に繋がっているのが現状です。
安間委員	ありがとうございます。在宅の高齢者が施設へ入所する際や、在宅のままであっても金銭管理やペットのお世話が適切にできなくなった場合の課題ですね。本日は地域包括支援センターの委員もいらしていますが、地域でも同様の問題を抱えていらっしゃいますか。
長島委員	地域で一人暮らしで身寄りなしの方に対して、ケアマネジャーが担うシャドーワークはとても問題になっています。ペットのことなど、とても課題です。
成年後見センター 田辺	過去に地域包括から相談のあった事例を共有します。身寄りのないひとり暮らしの方で、正式に後見人が就任するまでに約1年を要したケースです。その長期間にわたる待機期間中、ご本人の生活基盤を維持するため、関係各所への連絡調整や各種手続き、自宅に届く重要書類の確認など、地域包括や成年後見センターが連携して対応せざるを得ませんでした。また、日常生活における課題への対応にも非常に苦慮いたしました。福祉側には明確な「介入の法的根拠」がないため、万が一トラブルが起きた際に支援者の身を守り切れないリスクもあります。こうした制度の隙間で生じる課題に、現場の支援者が法的権限のないまま対応せざるを得ない実態は、簡単に解決できない大きな問題だと痛感しています。
安間副委員長	東松山市のふるさと納税の仕組みで、返礼品を受け取る代わりに、その分を市内のペット保護団体へ寄付できる制度があったかと思いますが、市役所の担当の方でご存知の方はおられますか。本来なら農産物などの返礼品をもらうところを、その費用を保護活動の支援金として直接寄付に回せる仕組みがあったと記憶しています。

健康福祉部 加藤次長	そのようなふるさと納税を活用した寄付制度はございます。ただ、現在市内で実際に活動されている保護団体は主に猫を対象とした団体であり、犬を直接引き取って保護するような活動を行っている団体は、公には見当たらないのが現状です。
安間副委員長	大木さんのアンケートからもう一点伺います。市長申立の手続き中に本人が亡くなってしまったケースがあり、後見人が就任した段階で支払う予定だった未払いの介護保険料等がそのままになってしまったとのこと。このように審判前に本人が亡くなられた場合、未払い金の精算や遺留財産の処分について、法的な救済策や調整の仕組みはあるのでしょうか。弁護士の山下先生、いかがでしょうか。
山下委員長	実際のケースで扱ったことはありませんが、非常に難しい問題だと認識しています。特例として、緊急性が極めて高いケースについては、審判が降りる前に財産を保護する「審判前の保全処分」という手続きは存在します。例えば、親族による使い込みなど緊急的に対応する必要があるものに対する処分です。これが認められるには、緊急性が高く、後見が出る可能性が高いということになります。これは成年後見の申立てと同時にを行う必要があるため、現場の突発的な状況において活用するのはなかなか難しいのが実情です。
安間副委員長	保全処分という手続きはあるものの、実務上は難しいということですね。よく分かりました。ありがとうございます。 それでは、残されている問題に入ります。武井さんのアンケートでも様々な問題点をご提示いただいておりますが、成年後見人を付けるとなった場合、必ず「診断書」を取得する必要があります。ご承知の通り、成年後見制度で用いる診断書は家庭裁判所指定の様式であり、通常の診断書とは全く別物です。本人に病院へ行って直接もらってきてもらうという性質のものではなく、作成できる医師を探さなければならず、これが一番のハードルとなります。武井さんのアンケートの最後にも「診断書が取れなくては何も進まないが、そこで滞ってしまってもどかしい」という趣旨の記載がありました。そのあたりの詳しいご事情についてご説明いただけますでしょうか。
武井委員	成年後見制度の利用が必要になってから当センターが初めて関わるケースでは、初期段階において書面上の情報しかありません。そのため、まずはどの医師に診断書を依頼すべきかで非常に苦慮します。例えば、過去の介護保険申請時の主治医が整形外科の専門医などである場合、成年後見の診断書作成をお願いするのは難しいという現実があります。そのため、本人の状況をよく知る

	地域包括支援センターやケアマネジャーに相談し、協力をお願いせざるを得ません。日頃の様子を一番よく分かっているケアマネジャー等に病院へ同行してもらい、医師への状況説明をサポートしていただけると大変ありがたいのですが、先ほどお話があった通りシャドーワークが大きく、同行が難しい場合があります。その際は、センターの職員が状況を十分に把握しきれないまま病院へ同行して診断書を取得することもあり、ここが手続きを進める上で、これでもいいのかと思う面があります。
安間副委員長	本人のことを一番よく分かっている方が同行し、医師に日頃の状況を説明して診断書を作成してもらうのがベストなプロセスであるにもかかわらず、現場の事情でそれが動かせないケースがあるということですね。ケアマネジャーの立場としては、このあたりは本来の業務外という認識になるのでしょうか。
大木委員	これは難しい問題です。シャドーワークの一つになると思いますし、ケアマネジャーによって理解度にも違いがあると思います。今後、ケアマネ協議会において、成年後見制度や診断書の重要度については説明をし、必要な対応ができるようにしていきたいと思います。
安間副委員長	是非、周知していただけたらと思います。
大木委員	先ほど話のあった福祉サービス利用援助事業について、対象となるのは入院・入所や死後事務の手続きだけなのでしょうか。例えば、正式に後見人が選任されるまでの待機期間において、口座の管理や郵便物の確認、あるいはペットの対応といった日常生活の支援として活用することは可能ですか。
成年後見センター 田辺	福祉サービス利用援助事業は、ご本人との「契約」が前提となります。そのため、ご本人との契約が可能な状態であれば、後見人が選任されるまでの間の手続き支援や郵便物の管理として活用することは可能です。ただし、ご本人が「後見相当」のレベルにあり、認知症などの症状が非常に強い方の場合は、そもそも契約を結ぶこと自体が難しいケースがあるのも実情です。
安間副委員長	では、次のテーマに進みたいと思います。 3番目の対象者は、「成年後見制度を利用するまでには至らないが、権利擁護に関する支援が必要な方々」です。成年後見制度には「後見」「保佐」「補助」の3類型があり、どの類型を適用するかは基本的に医師の診断書に基づいて判断されます。「後見相当」であれば、書類に不備がなければ比較的スムーズに審判が下ります。しかし、「保佐」や「補助」レベルの場合、制度の利用には必ず本人の同意が必要となります。本人の同意がなければ審判は出ません。例え

	ば、診断書で「保佐相当」や「補助相当」という結果が出たものの、本人が「そんなものは必要ない、自分ですべてできる」と拒否されるケースがあります。一方で、支援者側は「一人にしておくのは危なっかしくて見ていられない、どうにかして支援を繋げたい」と心配し、双方の意向が噛み合わないという状況が生じます。このような「本人の気持ち」と「支援者の思い」の乖離は、福祉の現場に携わる皆様にとって日常のことだと思います。この点について、皆様のご意見をお聞かせいただけますでしょうか。 市役所の比留間さんも、まさにそのような悩みを抱えていらっしゃるのではないかと思います。実際の現場における実情や、ご自身が今まさに困っていらっしゃるなどについて、お話しいただけますと幸いです。
比留間委員	私たちが担当している、ケースについてお話しいたします。この方は経済的に困窮しており、債務もあるため、債務整理を行う必要がある状況です。しかし、ご本人の判断能力の課題や、身体的に動き出しにくいという背景もあり、手続きがなかなか進みません。そのため、成年後見制度の利用も視野に入れ、事例検討のための調整会議を開催して皆様にご意見を伺ったことがあります。その中で、先ほど先生がおっしゃった「ご本人がどうしたいか」という意向を、私たちがどこまで優先して考えるべきかという点が大きな課題となっています。支援者側の視点だけで考えると、「最短ルートで生活を安定させ、債務整理を進めること」が最善だと考えがちです。しかし、それが真にご本人の望んでいることなのか。生活をギリギリまで切り詰めてでも手続きを進めることが最優先なのか。いわゆる「支援の合理性」と「ご本人の意思決定」のバランスをどう取るべきか、非常に苦慮しております。また別のケースですが、合理的に考えればお金に余裕はないはずなのに、ご本人としては「少し贅沢をしたい」「どうしてもここにはお金を使いたい」と、明確に譲れないこだわりをお持ちの方もいらっしゃいます。そうした方々に対し、どのように支援、あるいはアプローチしていくべきか。「それをやってしまうと生活が成り立たなくなりますよ」という現実をどうご理解いただくか。これは、私たち行政だけで「説得」するのではなく、地域の多様な支援者がそれぞれの立場から働きかけていくことが必要なのだろうと感じています。そのような連携の中で、今後私たちがどう立ち回るべきか、皆様と考えていければと思っております。
安間副委員長	判断能力が少し低下しているがゆえに、周囲から見ると「ベストではない」と思える生活をご本人が選んでしまっているとき、現状としてはどのように対応されているのでしょうか。1対1で対応するのではなく、ケアマネジャーさんや社会福祉協議会の協力を得て、チームを組んで皆さまでご本人に対してアプローチしている、というような状況ですかね。

比留間委員	現状としては、今後の長期的な決定をしていくというよりかは、その場その場の対応に追われているようなところがあります。権利擁護の視点から今後の生活を考えていく中では、もう少し様々な機関にも関わっていただけるとありがたいのかな、とは考えています。
安間副委員長	非常に難しい問題ですよね。すでに後見人が就いているケースであっても、本人にある程度意思能力が残っている場合、「自分がこうしたい」という本人の意向と、後見人から見て「それは社会的に適切ではない」という判断が衝突することはよくあると思います。後見人の立場で、高谷さんいかがですか？
高谷委員	価値観の問題は難しいと思います。私たちも、金銭管理や支出の面で同様の経験があります。お金の使い方が極端だった方が、グループホームに入居されるケースがあります。入居後、買い物に行きたい、あれを買いたいというご本人の要望が出た際、それが支援者側の常識を超えた支出であると、現場スタッフはつい断ってしまいがちです。しかし私たちは、後見人と連携して「収支のバランス」をしっかりと管理しています。そのため、「これくらいの支出であれば、この人の今後の生活が傾くことはない」という予測が立ちます。例えば、一定の金額を超えるような大きな支出や、一見不必要に見える支出であっても、それが「ご本人の生活の安定」や「これまでの人生で大切にしてきたこだわり」にどう繋がっているのかを、これまでの生活背景などをよく聴き取った上で判断するようにしています。ご本人がその支出によって得られる「安心感」や、それがこれまでの生活の中でどのような意味を持ってきたのかを、周囲がしっかりと聴き取った上で判断しています。そうした場合、やはり関係者間で相談しながら決めていくことになります。「その支出がご本人の生活の中でどのような意味を持っていたのか」、「関係者間でどのように話し合って決定したのか」という記録をしっかりと残しておくことが何よりも重要だと考えています。
安間副委員長	社会福祉協議会の「あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）」でも、ご本人が「これにお金を使いたい」と希望された場合、そのままお渡ししているのでしょうか。
成年後見センター 田辺	社会福祉協議会が行っている「あんしんサポートねっと」でも、ご本人が「これに使いたい」とおっしゃった場合、ご本人の意思を尊重して対応しています。ただ、支援が入り始めたばかりの初期のケースで、本当に手元に残すお金をいくらにするか、例えば「月5万円」などと決める段階において、金銭管理が全く回っていないような方に対しては、期間ごとの収支を試算してお見せしています。「この辺りまでちょっと我慢しないと、もう生活がどうにもならなくなってしまうよ」と丁寧に説明し、納得していただくアプローチをとっています。その際、なるべく分かりやすい試算資料を用いたり、関係者から話をしてもら

	ったりします。特に「あんしんサポートねっと」の入り始めの時期だと、私ども社協の職員よりも、長く関わっているケアマネジャーさんや、身近なご近所の方のほうをご本人が信頼していることが多いです。そのため、本人が信頼・信用している方からお話ししていただく、という形でルールを決めていくこともあります。
安間副委員長	なるほど。1対1で「これは無理だよ、ダメだよ」と力づくで本人を抑え込むのではなく、チームを組んで、その中でご本人に理解していただくということですね。本人の希望や言いたいことばかりをすべて通してしまうと、結果的に本人の生活が破綻してしまい、本末転倒になりますから。支援者のグループやチームの中で本人の理解を促し、支えていくというイメージでしょうか。
事務局 田辺	そうですね。特に「あんしんサポートねっと」を利用される方は、最終的にご本人と「契約」を結んで支援を行いますので、ご本人が納得しているという点が基本になってきます。もし、どうしても納得がいかない方であるならば、見守るしかないのかなというのが正直なところですよ。その中で、「生活を維持するためにこのサービスや後見制度を使いたい」という気持ちに、ご本人の中で徐々に落ちていくプロセスを、時間をかけて待たざるを得ない局面もあると感じています。
安間副委員長	高齢者もそうですが、障害者福祉の分野、特に精神障害のある方の中には、比較的「浪費の傾向」が見られる方が多いのかな、と私自身も現場を見ていて感じるのですが、その辺りはいかがでしょうか。
南澤委員	やはりみんなで話し合っ、できるだけ本人の意向を叶えられるようにしています。ただ、どうしても「だめです」と言わないといけなくもある。ただ、誰かが「だめ」というと、「だめと言われた。」という認識になってしまう。また、ご本人が自由にお金をつかうことで、どこかに影響が出てしまう・・・そのような点で迷いを感ずます。
林委員	精神障害のある方や、あるいは軽度の知的障害の方など、判断能力が比較的にありそうに見える方であっても、成年後見制度や「あんしんサポートねっと」のような制度を必要としているケースはかなり多いと感じています。そうした方々への支援では、やはり金銭管理や借金問題への対応が最優先となるため、成年後見制度や「あんしんサポートねっと」が選択肢に挙がってきます。しかしその際、先ほど委員からもお話があった通り、そもそも「あんしんサポートねっと」自体の契約に至らないケースもあります。また、一度は契約したものの、途中で「自分の思っていたお金の使い方と違う」という理由から、利用を

	やめてしまう方もいらっしゃる、対応の難しさを痛感しています。本来であれば、先ほどお話に出たような支援者のネットワークの中で方針を決めていけるのが一番良いのでしょうか。しかし、ご本人に強い意向がある以上は、リスクを抱えながらも「見守り」を続け、寄り添っていくしかないのではないかと、というジレンマがあります。
安間副委員長	ありがとうございます。今お話を伺っていて、一定の判断能力や意思能力がある以上は、本人にとって不利益な内容であっても契約ができる、あるいは支援を拒絶できるという点に、この問題の難しさがあると感じました。弁護士の先生、法律の専門家としての立場から見て、このようなご相談や事例はございますでしょうか。
山下弁護士	お金を使いすぎてしまうというケースがあります。そのようなケースでも説明をし、「一定のお金を渡しご本人に判断してもらう。」ということもあります。その他、お金の問題以外で、車の免許の問題もあります。「ご本人は運転がとても好き、でもとても運転をさせられない。」そのような場合、運転を控えてもらわないといけない状況ですが、ご本人の意と反する。このような点でも後見人としての大変さがあります。
安間副委員長	先ほどのお話の中で、社会福祉法の改正に関連して、判断能力の有無にかかわらず、身寄りのない方をサポートする仕組みができるというお話がありましたよね。これまでは、判断能力がしっかりしているものの単に身寄りがないという方に対しては、「任意後見制度」を利用して、弁護士などの専門職に「任意後見人」や「見守り契約」の受任者になってもらい、個人的に活用してもらうという形が多かったかと思います。しかし、今回の社会福祉法の改正においては、そうした身寄りがない方に加え、経済的な余裕もない方も対象に含まれるという理解でよろしいのでしょうか。
成年後見センター 内藤	そのように理解しています。それに関連して、現在、高齢者向けの終身サポート事業や身元保証会社をめぐるトラブルが社会問題化しており、そうした背景も今回の法改正につながったと理解しています。ただ、今後の民間サービスと公的支援との具体的な「線引き」については、実務レベルでまだ分からない部分が多いのが現状です。身寄りがない方のうち、経済的な余裕がない低所得層の方は、今回の法改正によって新設される「第2種社会福祉事業」の支援対象になってきそうですが、ある程度資産やお金がある方について、どのような支援になるのかはまだ具体的には見えてきていません。私たちとしても、今後の国からの通知や運用の兼ね合いを慎重に見極めながら、地域での対応を進めていきたいと考えています。

安間副委員長	事前に質問をいただいていた点についてです。成年後見人を付けるまでには至らない、あるいは手前の段階のケースについてです。通常、成年後見制度の利用が必要となった際、親族に申立人がいれば全く問題ないのですが、申立てをしてくれる親族がいない場合は、市役所に相談して「市長申立て」を検討することになります。市長申立ての手続きに進むと、市役所の担当部署で親族の調査を行ってくれます。「調査をしたら、実はお兄さんがいた」というようなケースは、私自身も実際に経験があります。武井さんのご質問は、「そこまではいかなような手前のケースであっても、市役所で親族調査をしてもらえるのだろうか」という点です。これは市役所の、どの部署にお尋ねするのがよろしいでしょうか。正式な後見申立ての手続きに入っている場合、あるいは生活保護の申請担当であれば、扶養義務者などの親族調査が行われると思いますが、その後見申立てに至らない手前の段階ではどうなのか、ということです。
社会福祉課 山口課長	今のお話を伺いますと、まさに狭間に位置するような、非常に難しいケースに該当するのではないかと感じております。このような個別の案件につきましては、まずは私ども社会福祉課の方で一度お話をお預かりさせていただき、その上で、適切な担当課へお繋ぎして検討を進めさせていただきたいと考えております。対応できるかどうかは分かりませんが、ご相談いただけたらと思います。
安間副委員長	ご相談自体は可能、ということですね。それでは武井さん、実際の個別案件につきましては、まずは社会福祉課の方へご相談いただいて、そこから進めていただくということでしょうか。ぜひよろしくお願いいたします。
安間副委員長	それでは最後に、今回この推進協議会を立ち上げて運営を担っている「成年後見センター」についてです。成年後見センターのスタッフの皆さまは、日々現場で大変頑張っておられます。しかし、周囲の関係者から見て「センターが具体的にどこまでの業務を担ってくれるのか」「どのような相談や依頼ができるのか」という点については、まだ見えにくい部分もあるのではないかと思います。そこで、皆さまから「成年後見センターに期待すること、あるいはお願いしたいこと」について、一言ずつお話を伺いたと思います。こちらの高谷さんから順番に発言を回していき、皆さまのご意見を伺った上で、本日の会議を終了いたします。それでは、よろしくお願いいたします。
高谷委員	現場では、関係者で話し合い、苦労して申立てに漕ぎ着け、最終的に審判に至ったにもかかわらず、そこでこれまでの支援の関係性が途切れてしまうというケースをたまに感じる場合があります。そうした「繋がり維持」が切れな

	い仕組みを、まさにこのような協議会の場で構築していく必要があるのではないのでしょうか。また、制度の「対象外」と判断されてしまった方も、そこで終わりではなく、次の支援ステップへ進めるような体制が必要です。本当にちょっとした困りごとであっても、安心して繋いでもらえる、そんな存在に成年後見センターがなってもらえるとありがたいと感じています。よろしくお願いいたします。
金杉委員	民生委員の金杉と申します。本日のお話をお聞きしていて、皆さまは日々の実際の業務として、本当に多大なご苦勞をされているのだと実感いたしました。私たちは皆さまと立場が異なり、福祉の専門家ではありません。しかし、「地域に関わる一住民」の視点から考えてみますと、この協議会に出席して自分自身が権利擁護について学びながら、そこで得た知識を地域の皆さまの中に伝えていく役割が持てれば良いなと思っております。特に認知症の問題などにおいて、今回の権利擁護の議論の中では「自分で自分の財産を管理・維持することができない人」への保護が焦点になりますが、一方で「自分のお金は自分で自由に使いたい」と考える方も非常に多いのだと感じております。そうした視点も含めて、地域の方々にお伝えしていければと思っております。ありがとうございます。
竹間委員	成年後見センターにはいつも相談をさせてもらっています。今後の法改正により、終身制ではなくなる、そうなる地域で支援をしていくことになると思います。その時に、様々な機関と連携して適切な支援につなげられるようにしたいと思います。
大曽根委員	本日はいろいろな話をお伺いし、それぞれの支援現場の立場で多様なご苦勞があるのだということを改めて認識いたしました。私たち障害者福祉課が、日常の業務の中で成年後見センターに直接ご相談する機会自体は、現状それほど多くはないかもしれませんが、しかし、だからこそ必要な情報やノウハウを適切に共有していただき、地域の中で真に支援を必要としている方へ、適切なタイミングで支援が届くような連携体制を作っていければと考えております。
比留間委員	本日、皆さまからお話を伺い、専門的に実務を行っている皆さまであっても、様々なケースで悩まれることが多いのだということを生の声として聴くことができました。私たちとしても、現場で困っていることは困っていると抱え込まずに、躊躇わずに発信して相談できるような、日頃からの連携体制を築いていければ良いなと感じております。その中で、先ほどの「お小遣いの話」とも重なる部分があるのですが、私たちが日々の支援を行う中では、単なるお金の管理に留まらず、広い意味での「権利擁護」の視点が求められます。そうした

	場面において、成年後見センターさんから専門的なご意見やご指摘、お力添えをいただきながら、より緊密に連携して支援を展開していければと思っております。
武井委員	本日、他の方々の体験談や事例を伺い、またセンターの今のご担当者の方々を改めて知ることができました。これを機に、今後はより一層、遠慮なく相談させていただきながら、地域の支援を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
南澤委員	今後ケース会議に入っていただけると聞いて心強く感じています。 現実問題として、障害のある方のご家族、特に親御さんの年齢が上がってきているという背景があります。その中で、ご家族自身が「後見制度を利用したい」と考え、どこかへ一度相談に行かれたケースがありますが、うまく相談ができずにそのまま諦めて帰ってきてしまった、というお話を私たちも地域で耳にすることがあります。成年後見センターにおかれましては、そのような「相談者がつまずきやすいポイント」や、実際の相談事例、また失敗事例の共有などを、ぜひ繰り返し行っていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
林委員	障害福祉の事業所や現場においても、「成年後見センターをどのように利用し、どう活用すればよいのか」という実務的な部分が、まだまだ現場のスタッフにまで浸透していないのが現状だと感じています。成年後見センターにこれまで寄せられた実際の相談内容や、具体的な対応事例などを用いて、現在も研修会などを開催していただいていると思うのですが、そうした取り組みをさらに積極的に行っていただくことで、現場の理解がより一層深まるのではないかと考えております。以上です。
大木委員	病院との連携が必要となっていると思います。急に対応が必要なことも多いです。是非、病院との連携や情報発信をしていただけるといいと思います。
長島委員	2025年問題で、地域の中で「一人暮らしの高齢者」や「認知症を抱える方」からのご相談、あるいはそうした方々に関するケースがますます多くなっていると肌で感じています。このような状況の中、認知症の方への対応や、金銭管理の課題などにおいて、成年後見センターの皆さまに実際にお世話になるケース、あるいはセンターへの相談に繋げるべきケースが増えています。私たち包括としても、こうした地域のニーズをしっかりと受け止め、センターの皆さまとより緊密に連携しながら、日々の権利擁護支援に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

山下委員長	これからますます高齢社会となり、ニーズも増えると思います。裁判所もかなりのケースを抱えて大変なようです。そのような中で、弁護士会に依頼が合った際の受任者選びにも苦慮している状況があります。「事務所レベルで、どなたかお願いできないか」といった打診が来ることもあります。かなりのスピード感を持って対応をしておりますので、もし候補者が見つからないときには、候補者なしで申し立てるのも一つではないかと思います。 成年後見センターについては、益々大変になると思いますが、一カ所で対応するというのは難しい状況です。やはり連携が一番大事です。困ったときには、関係機関に気軽に相談をするといった連携がとても重要だと感じます。
安間副委員長	それぞれの専門の立場から、皆さまが一生懸命、本当にそれぞれの情報を持ち寄り、真面目に奔走されているのだということを非常に強く実感いたしました。ただ、現状の残念な点として、互いに少し違う部門の人たちとの横の交流が、まだ少ないという課題が挙げられます。相手の機関が「どのような活動をしているのか」「どのようなタイミングで何を相談したらよいのか」、あるいは「これはそもそも相談してよいことなのかどうか分からない」という迷いが生じている点が、今、東松山の現状にあるのではないかと私は感じております。 私どもからしますと、弁護士の先生が行う後見業務というのは、完璧なものだと思っておりました。しかし今回、具体的にお話をお聞きして、専門性のレベルは全然違いますけれども、同じような課題で悩まれているのだと知り、非常に救われる思いがいたしました。それと同じように、各部門、各部署の方たちがそれぞれ一生懸命やってらっしゃる。一生懸命取り組んでいるけれども、ちょっと違った分野との連携が少し足りないばかりに、地域全体で支援が「目詰まり」しているようなところがあるように感じております。ですので、その「目詰まり」を解消するのは、やはり成年後見センターにその役割を担っていただくしかないのかなと思っております。もう一步、異なる分野同士の横の連携ができる仕組みを構築していただきたい、というのが私の考えです。どうぞよろしくお願いいたします。
成年後見センター 内藤	本日、委員の皆さまから「連携」という言葉が次々と出てまいりました。まさに、この権利擁護支援のネットワーク構築というのは、「連携」の一言に尽きるのではないかと強く感じております。権利擁護の支援を必要とされている方々というのは、既存の制度にそのまま当てはまらない、いわゆる『制度の狭間』におられる方が非常に多いのが現状です。そうした状況の中で、それぞれの機関が「自分たちの役割はここまでです」と縦割りで線を引いてしまっただけでは、真の支援に繋がらないケースが極めて多いと考えております。だからこそ、「どこが何を分担していくか」といった具体的な役割について、私たちが直接話し

安間副委員長 8. その他 成年後見センター	合い、「顔の見える関係性」を築いていくことが不可欠です。そして、個別の事例においてどのようにチームで支援を展開していくか、その間をしっかりと繋いでいく役割として、成年後見センターをもっと機能させていけるように尽力してまいりたいと思います。 今後とも、こちらの成年後見推進協議会の場合も含めまして、皆さまのご指導とご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。 本日は大変貴重なご意見をたくさんいただき、誠にありがとうございました。本日の議事はこれですべて終了といたします。皆さま、長時間の審議へのご協力、誠にありがとうございました。 — 次回日程調整の依頼 — — 閉会 —
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。 令和8年7月10日 署名委員 金杉 明 署名委員 高谷 昇	